



一人一票実現国民会議

あなたの選挙権は、0.何票？

あなたの選挙権は、住所によってひどく差別されています。

例えば、衆議院選挙での選挙権の価値は、高知3区の有権者の選挙権を一票とすると、福島2区(郡山市等)、埼玉12区(熊谷市等)、京都1区(京都市北区等)は、0.6票でしかありません(2008.12.25付総務省資料：

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/081225_11.pdf)。同総務省資料によれば、全有権者1億400万人の過半数が0.6票以下の”二流市民”扱いです。

「一人一票実現国民会議」サイト(<http://www.ippyo.org/>)では、住所を選択することにより、あなたの選挙権の価値が瞬時に検索できます。

最高裁判所は、最高裁裁判官の過半数の意見で公職選挙法を含む全ての法律を憲法違反として無効にできる違憲立法審査権を持っています。最高裁判所が、「一票の不平等を定める公職選挙法は憲法に違反し無効である」と判断すれば、「一人一票」は実現します。

では、私達国民は、一人一票実現のために何ができるか？

一票の不平等に反対の有権者は、衆議院総選挙と同時に同投票所にて実施される国民審査において、一人一票を認めない裁判官に、不信任のX印の投票をすることができます。国民審査の投票は、単なる制度ではなく、①普通選挙権、②憲法改正にかかる国会提案の承認権と並ぶ③「参政権」です。

次の国民審査は2013年に実施されることが予定されますが、「一人一票実現国民会議」は、それまでの間に、①できるだけ多くのネット投票を集め、②サポーター登録の増数によって、この運動の周知を高めてまいります。2010年12月末日までに、「アンケート回答者10万人達成」を呼びかけています。

下記のサイトへのアクセスしていただき、あなたの一票の価値がどのぐらいなのかをご確認下さい。

- ①一人一票実現のためのネット投票、
 - ②サポーター登録も
- こちら↓のサイトから！

「一人一票実現国民会議」公式サイト

<http://www.ippyo.org/>